

## 吉見町物品その他競争入札参加者の資格等に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が締結する物品の製造の請負、買入れ、修繕又は売払い及び、建設工事等以外に係る業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

### (競争入札の参加資格)

**第2条** 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する町長の審査(以下「資格審査」という。)を受け、吉見町競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条各号の一に該当するときは、競争入札に参加することができない。

### (参加資格を受けることができない者)

**第3条** 次の各号の一に該当する者は、参加資格を受けることができない。

- 一 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 二 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により町の一般競争入札に参加させないこととされた者
- 三 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項に該当する者
- 四 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により町の指名競争入札に参加させないこととされた者
- 五 営業に関し許可等を要する場合に、営業に必要な登録、免許又は許可を受けていない者

### (資格審査の実施)

**第4条** 資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。ただし町長が必要と認める場合は、当該資格審査を実施する年度の翌年度においても実施することができるものとし、特別な理由がある場合において別にその実施期間について町長の指定を受けた者は、当該指定期間に行うものとする。

2 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (資格審査申請書及び添付書類)

**第5条** 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(物品その他)を町長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 商業登記簿謄本（法人に限る。）
- 二 身分（元）証明書及び住民票（個人に限る。）
- 三 委任状（代理人を置く場合に限る。）
- 四 営業に必要な登録、免許又は許可等の証明書の写し（営業に関し登録、免許又は許可を要する場合に限る。）
- 五 代理店又は特約店等を証明する書類の写し（代理店又は特約店等になっている場合に限る。）
- 六 直前2年の各決算期の売上高
- 七 業務経歴書
- 八 役員名簿及び組合員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）
- 九 納税証明書の写し
- 十 印鑑証明書の写し
- 十一 使用印鑑届（実印と異なる場合に限る。）
- 十二 電算入力票

（代理人）

**第6条** 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人の数は1人とすること。

（資格者名簿への登載）

**第7条** 町長は、前条の規定により資格審査の申請があった者を資格者名簿に登載するものとする。

（参加資格の有効期間）

**第8条** 参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から起算して2年間とする。

2 第4条第1項ただし書の規定により資格審査を受けた者については、町長が別に定める日から第4条第1項の規定による直前の資格審査を受けた者に係る資格審査の有効期限の末日までとする。

（変更届の提出）

**第9条** 資格審査を申請した者は、次に掲げる申請者に係る事項について変更（代理人の新設を含む。以下同じ。）があったときは、直ちに競争入札参加資格変更届に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 所在地（主たる営業所の所在地を含む。） 電話番号又はファクシミリ番号
- 三 法人の代表者
- 四 事業主又は法人の代表者の氏名

- 五 代理人
- 六 代理人を置く営業所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号
- 七 代理人の役職名又は氏名
- 八 許可若しくは登録の有無（営業に関し許可等を要する場合のみ）
- 九 中小企業等協同組合等にあつては、その役員又は組合員
- 十 資本金
- 十一 代表者印又は代理人使用印

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、直ちに関係書類を添えて書面により町長に届け出なければならない。

- 一 第3条第1号又は第2号に該当する者となったとき。
- 二 事業主が死亡（法人においては解散）したとき。
- 三 営業停止命令を受けたとき。
- 四 営業の休止、再開又は廃止したとき。
- 五 金融機関に取引を停止されたとき。

#### （参加資格の承継）

**第10条** 相続、合併又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書に関係書類を添えて、営業の一切を承継した日から90日以内に町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項による申請があつたときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

#### （資格者名簿からの抹消）

**第11条** 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号の一に該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- 一 第3条各号の一に該当する者となったとき。
- 二 事業主が死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- 三 金融機関に取引を停止されたとき。

2 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号の一に該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

- 一 第9条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- 二 第5条第1項の申請書、第9条の規定による届出書又はそれぞれの添付書類の記載事項が虚偽であつたとき。
- 三 資格者名簿に登載されている業務種目又は営業種目について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

**（指名業者の選定）**

**第 1 2 条** 競争入札に参加させることができる者は、資格者名簿に登載された者とする。

**（資料提出等の請求）**

**第 1 3 条** 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、資格申請を申請した者に対し、その都度、資料の請求若しくは提示又は説明を求めることができる。

**（委任）**

**第 1 4 条** この要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。